

令和2年

第8回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年8月25日 午後1時30分から

場 所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1 番 西 方 敬

9 番 竹 内 浩

2 番 柳 田 三千夫

10 番 近 藤 剛 司

11 番 鈴 木 洋 有

5 番 野 崎 健 一

12 番 石 井 雅 浩

6 番 今 井 正

13 番 安 池 雅 美

7 番 福 島 啓

8 番 吉 川 京 男

16 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

15 番 青 木 貞 治

西 川 克 己

3 遅刻委員

3 番 二 宮 賢 一

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできませんが議決権はありません)

柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第17号 農地法5条の規定による許可申請書について

議案第18号 農用地利用集積計画書の決定について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和2年第8回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、15番青木貞治委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、12番石井雅浩委員と13番安池委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」は議案書1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

なお、議案書では1番と2番の2カ所ですが、事業者から1番については申請を延期したいとの連絡がありましたので、今回は保留扱いとさせていただき、2番を1番に繰り上げさせていただきます。

事務局 《議案第17号1番を朗読・説明》

書記 当該農地は、小田原厚木道路沿いに位置する農振農用地で、当該農地に隣接及び付近に設置された鉄塔に架かる高压電線の架け替え工事のために4カ月間、仮設作業場として一時転用するものです。

工事内容からできる限り鉄塔のそばで作業することが必要となりますので、鉄塔付近の農地を借りることになりました。計画内容から当該農地と周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

なお、８月１１日に西方会長職務代理者と生沢・寺坂地区推進委員の柏木推進委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第１７号１番につきましては現地調査をお願いした生沢・寺坂地区推進委員の柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木） 推進委員の柏木です。議案第１７号１番の農地について、８月１１日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

高圧線の架け替え工事の作業場として当該農地を一時転用するもので、転用はやむを得ないと考えられます。また、一時転用による周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございます。工事の内容から一時転用はやむを得ないとのことですが、それでは議案第１７号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 高圧線の取り換えの時に他の農地に線が落ちたりすることはないですか。

書記 電力会社系の専門業者が作業を行いますので安全に関しては細心の注意が払われていると考えられます。事業者の説明では、専用の機械による線の巻取りを行うとのことですが。

委員 高圧線の下は農地は線が落ちてきたりしないということですか。

書記 今回、使用する農地は鉄塔から離れたところにあり、そこから鉄塔下まで機械を搬入して作業を行うそうです。また、鉄塔の下はフェンスで囲まれた敷地で周辺は山林ですので農業者が事故に会うということはないと考えられます。

委員 鉄塔から鉄塔までの線の下にある農地も安全ですか。以前、台風の時に線が切れて農地に落下したことがあったと聞いているので、そのところはどうなのですか。

書記 作業内容の詳細が不明なのでわかりませんが、安全管理については配慮されていると考えられます。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第１７号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 17 号 1 番は原案とおり決定いたしました。

次に、議案第 18 号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 18 号「農用地利用集積計画書の決定について」は、議案書 2 ページから 3 ページの 2 件でございます。場所につきましては総会資料の 3 ページと 4 ページをご覧ください。今回は農業経営基盤強化促進法による 1 件と中間管理制度による 1 件になります。

大磯町長より令和 2 年 8 月 12 日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

議長 では、最初に議案第 18 号 1 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第 18 号 1 番を朗読・説明》

書記 議案第 18 号 1 番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

借り手は、昨年に愛知県から大磯町に転入して新規就農をした農家の方で、今回は最初に借りた農地の利用権の再設定となります。

なお、8 月 11 日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の今井委員及び事務局 2 名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第 18 号 1 番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6 番委員（今井） 6 番今井です。議案第 18 号 1 番の農地について、8 月 11 日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、きちんと耕作がされて意欲的に営農されていることが伺えました。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、当該農地はきちんと耕作されているとのことです。

では議案第 18 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 18 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 18 号 1 番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第 18 号 2 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第 18 号 2 番を朗読・説明》

書記 議案第 18 号 2 番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

借り手は、公益社団法人神奈川県農業公社で農地中間管理事業による配分先は既に生沢地区で営農をしている一般社団法人となります。

当該農地は納税猶予がかけられていたため周辺の農地と合わせて借りることができませんでしたが、今回、納税猶予が確定したので追加で借りることになりましたが、一般社団法人に農地を集約することで生沢地区の農業振興と農地の有効利用が図られると考えられます。

なお、8 月 11 日に西方会長職務代理者、生沢・寺坂地区推進委員の柏木推進委員及び事務局 2 名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第 18 号 2 番につきましては現地調査をお願いした生沢・寺坂地区推進委員の柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木） 推進委員の柏木です。議案第 18 号 2 番の農地について、8 月 11 日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は露地畑と栗畑ですが、既に借りている周辺の農地と合わせて法人が営農することで地区の農業振興と農地の有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、地区の農業振興と農地の有効利用が図られるとのことでした。

なお、この議案については農業委員の 7 番福島委員と 11 番鈴木委員が当該農地の賃借に関与している法人の理事であるため、「農業委員会等に関する法律」の第 31 条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議

開始から終了まで両委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《7 番福島委員と 11 番鈴木委員退室》

議長 では議案第 18 号 2 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 周囲の農地もこの法人が借りていると思いますが耕作状況はどうなっていますか。

書記 きちんと農地管理がされています。

委員 契約途中で貸し手や借り手が亡くなってしまった場合はどうなりますか。

書記 亡くなった場合でも契約は存続します。

委員 仮に相続人が貸すことを止めたい場合や借り手の都合で農地を返したい場合はどうなりますか。

書記 どちらの場合も合意解約の手続きが必要となります。

委員 農地の境界とか法人が借りることについて、隣接農地の農家の方の了解は得られていますか。

書記 隣接農地も同様の法人が借りていますので問題はないと思います。

委員 最近では農地を相続したくないので相続放棄することがあるそうですが、そのような場合、契約はどうなりますか。

書記 期間満了までは契約は存続できます。賃借している場合、借り手から支払われた賃借料については地権者が決まるまでは公益社団法人神奈川県農業公社が保留することになります。また、相続人がいない場合も考えられますが、こちらも期間満了までは契約は存続できます。いずれの場合も詳細は民法上の手続きとなりますので、ケース・バイ・ケースでの対応となります。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第 18 号 2 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第１８号２番は原案とおり決定いたしました。

では、採決が終わりましたので、７番福島委員と１１番鈴木委員には入室・着席していただきます。

《７番福島委員と１１番鈴木委員入室・着席》

議長 以上で、議案第１８号１番と２番について、原案とおり決定いたしましたので、決定事項は、町長に通知いたします。

議長 次に、報告第１号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第１号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書４ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の５ページと６ページをご覧ください。

事務局 《報告第１号１番を朗読》

書記 報告第１号１番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、現地の状況につきましては、８月１１日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局２名で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第１号１番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員（柳田） ２番柳田です。報告第１号１番の農地について、８月１１日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ただ今の報告第１号１番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第１号を終わりにしま

す。

議長 次に、報告第2号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」については、議案書5ページの3件でございます。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましては、議案書6ページの1件でございます。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前6カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、30日以内に農業委員会に通知することにより農地法第18条の許可を受けなくても解約ができます。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

解約の理由は、遊休農地を茶畑として使用貸借する予定でしたが、草刈り後に耕耘を行ったところ、石やガラが多量に含まれていて農地として不適であることが判明したためです。

なお、現在、借受人の農家には別の農地を斡旋し、営農をされています。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。では、事務局から報告があるそうです。

書記 令和2年第6回農業委員会総会の議案第15号5番から18番の審議の中で、農地中間管理事業により農地を賃借する法人について、収穫物の出荷の実績がないと述べましたが、後日、法人より出荷記録の提出があり実績があるとの報告を受けましたので、関係者に深くお詫びするとともに訂正させていただきます。

議長 法人の出荷情報について誤りがあったとのことでした。今回は承認されましたが、事務局の発言が審議に影響することもあるので慎重に対処をお願いします。

それでは以上をもちまして令和2年第8回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時40分)